

環境保全型農業推進基本方針

平成30年4月2日改定

神奈川県環境農政局農政部農業振興課

1 推進の背景

平成11年に「食料・農業・農村基本法」及び「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」が制定され、農業の自然循環機能が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならないことが法律に明記されました。

平成26年には「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が制定され、環境保全型農業を推進する施策が法律に位置付けられました。平成27年には「食料・農業・農村基本計画」の見直しがあり、「食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」として「気候変動への対応等の環境政策の推進」が位置付けられるなど、環境保全型農業の推進に関する法律や計画の整備が進められています。

県では、平成18年に「神奈川県都市農業推進条例」を制定し、基本的施策に環境に調和する農業生産の推進を明記し、重点的に取り組む農政施策の方向や取組を示した「かながわ農業活性化指針」（平成29年3月改定）では3つの施策の方向のひとつに「環境と共存する農業」を位置付け、有機農業を含む環境保全型農業を推進することとしています。

また、推進方策等を明らかにするため、「環境保全型農業推進基本方針」を策定し、生産技術の開発や普及等の施策を推進しており、「2015年農林業センサス」では約4割の農業経営体が環境保全型農業に取り組んでいます。

本基本方針では、環境と調和する農業の一層の推進を図るため、環境保全型農業の普及・定着に係るこれまでの取組の成果を踏まえ、今後5年間の環境保全型農業の目指す方向、推進方策及び推進体制を定めます。

[SDGsとの関係]

県が掲げる「いのち輝くマグネット神奈川」を実現するという基本理念は、「いのち」を起点として「持続可能な神奈川」を実現することであり、国連が示すSDGsの理念と軌を一にするものです。県がこれまで実行してきた取組を更に推進し、神奈川の課題に対応していくことにより、持続可能な社会の実現にも貢献できます。

本基本方針は、環境に調和する農業生産の推進を目的としており、これはSDGsの理念を共有するものです。

2 環境保全型農業の定義と目指す方向

(1) 定義

環境保全型農業とは、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学合成農薬や化学肥料の使用等による環境への負荷の軽減と、より安全な農産物生産に配慮した持続的な農業」です。

なお、有機農業は、化学合成農薬や化学肥料を使用しないなど、環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法であることから、環境保全型農業の一環として位置付けます。

(2) 目指す方向

有機農業を含む環境保全型農業を推進するために、これから環境保全型農業に取り組む者への支援、環境保全型農業の実践者への支援、販路拡大や消費者理解の促進、生産技術の開発といった各種施策を実践することにより、環境保全型農業を推進します。

技術的水準は次のとおりとします。

ア 化学合成農薬及び化学肥料の1作あたりの使用量を県慣行レベルに比べ30%以上の削減を基本とします。また、実践者の栽培技術及び環境条件等に応じて慣行レベルに比べ50%以上を削減することを目標とします。

イ 有機物の投入による土づくりを基本とします。

ウ 肥料及び土壌改良材は、肥効などの特徴に十分配慮するとともに、土壌診断を活用した適正な施用に努めるものとします。

エ 病害虫及び雑草の防除は、化学的防除に依存せず、耕種的防除、物理的防除及び生物的防除の積極的な活用を図るものとします。

オ 収量及び品質については、慣行栽培と同等を目指すものとします。

3 課題

環境保全型農業の技術のさらなる普及に取り組み、化学合成農薬及び化学肥料の削減に取り組む実践者を増やし、取組を拡大することが必要です。

また、既に取り組んでいる実践者についても県慣行レベルと比べた化学合成農薬及び化学肥料の使用量の削減割合を大きくする取組も必要です。そのためには、より化学合成農薬及び化学肥料を削減しても、収量や品質を極力落とさない技術の開発、普及が課題となります。

有機農業においても、安定した品質・収量で生産を行うための技術の普及が必要です。また、労働時間や生産コストに見合うだけの収入を得られる販売先の確保や、適切な病害虫雑草管理などの課題もあります。

4 推進方策

(1) これから環境保全型農業に取り組む者への支援

- ア かながわ農業アカデミーの学生に対し、講義・実習を通じて環境保全型農業の知識や技術の習得を支援します。
- イ 環境保全型農業を志向している新規就農希望者に対し、かながわ農業アカデミーに設置している就農支援ワンストップサービスでの就農相談により支援します。
- ウ 環境保全型農業での就農を目指し研修をしている者に対し、農業次世代人材投資資金の交付や、研修会の開催により技術の習得を支援します。

(2) 環境保全型農業者の実践者への支援

- ア 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、有機質資材等による土づくりと化学合成農薬、化学肥料の使用の低減を一体的に行う生産方式を導入する実践者を「エコファーマー」として認定し、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の実現に向けた支援を行います。
- イ 環境保全型農業の実践者に対する巡回指導や講習会、環境保全型農業普及展示ほ等の取組を通じて、環境保全型農業の取組を支援します。
- ウ 市町村と連携し、環境保全型農業直接支払交付金を活用することにより、化学合成農薬等を50%以上削減する取組を支援します。
- エ 環境保全型農業の推進にも資するGAP（農業生産工程管理）について、研修会や個別相談により導入を支援します。
- オ 経営が安定しない就農初期の者に対し、農業次世代人材投資資金の交付により支援します。
- カ 国等が開催する各種研修会や会議に普及指導員を派遣し、環境保全型農業の栽培技術の情報を収集し、普及指導に活用します。

(3) 販路拡大や消費者理解の促進

- ア 県ホームページ、リーフレットや地域のイベント等を活用し、環境保全型農業の実践者やエコファーマー制度を消費者に対して紹介します。
- イ 環境保全型農業の実践者と実需者を結びつけるマッチングの商談会やサイト等について実践者に対し情報提供を行います。

(4) 生産技術の開発

- ア 化学合成農薬の使用量を削減する防除技術の開発を行います。
- イ 環境に優しい環境保全型施肥技術の開発を行います。
- ウ 地球温暖化に対応した生産技術の開発を行います。
- エ 未利用有機資源を有効活用するための技術の開発を行います。

5 推進体制

(1) 環境保全型農業県推進会議等

県域の関係機関・団体で構成する「環境保全型農業県推進会議」及び「環境保全型農業技術・普及部会」において、この基本方針に基づき環境保全型農業の推進が図られるよう努めます。

(2) 環境保全型農業地区推進会議等

地域県政総合センター及び横浜川崎地区農政事務所ごとの「環境保全型農業地区推進会議」もしくは市町村や関係団体の会議において、当該地区における取組の展開や市町村における環境保全型農業の推進支援に努めるものとします。